

第1回 高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会

日時 平成28年2月18日（木）午後6時
場所 高根沢町役場第3庁舎第1・第2会議室

【次第】

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 会長選出

5 会議事項

(1) 宝積寺中坂上土地区画整理事業に伴う町名町界の整理について

- ① 町名町界変更の検討について
- ② 検討事項
- ③ 基本方針及び整理案について

(2) 次回日程について

6 その他

7 閉会

高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会委員名簿

平成 28 年 2 月 18 日

No.	氏名	役職等	備考
1	小堀 孝之	宝積寺中坂上土地区画整理組合理事長	組合代表
2	齋藤 實	宝積寺中坂上土地区画整理組合副理事長	組合代表
3	阿久津 哲男	宝積寺中坂上土地区画整理組合副理事長	組合代表
4	富田 勝	第56区 行政区長 (宝積寺南区)	関係行政区長
5	牧 恒男	第57区 行政区長 (光陽台)	関係行政区長・区長会会長
6	閔谷 栄一	地区内転入者代表	地区内転入者代表 (コモンシティ宝積寺)
7	川面 充子	町議会議員	議会推薦
8	梅村 達美	町議会議員	議会推薦
9	鈴木 良弘	塩野谷農業協同組合 阿久津支店長	組合事務局
10	上野 弘巳	(株) 栃木都市計画センター 取締役	組合事務局
11	鈴木 忠	都市整備課長	町担当課長

高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、本町の住居表示及び町名町界の整理に関する事項を調査審議するため、高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各関係機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 町職員
- (5) 関係行政区の区長
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(略)

第1回 高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会資料
平成28年2月18日

宝積寺中坂上土地区画整理事業に伴う町名町界の整理について

1. 町名町界変更の検討について

◆検討の必要性

現在、宝積寺中坂上土地区画整理事業組合が施行する宝積寺中坂上土地区画整理事業は、平成29年2月に予定する換地処分に向けて準備が進められています。

土地区画整理地事業では、道路の付替えや新設・公園等の設置により宅地を収容する街区が形成され、従前の宅地に対する換地が定められます。このため、換地の位置が移動したり、町名（字）地番等の混乱が生じることになることから、新しい区画に合わせて、町名・町界・地番等を整理する必要があります。

また、土地区画整理地区外の隣接地区についても、地区内と一体のまちであることから、同時に整理を検討する必要があります。

◆住居表示制度との違い

住居表示制度は、既成の市街地で比較的街区の形状が良く、住宅の張り付き具合が多い地区において、住所をよりわかりやすくするために、「住居表示に関する法律」に基づいて行われる、土地の表示と住所が異なることとなる制度です。

今回の場合は、地方自治法に基づき土地区画整理事業の換地処分と同時に、町名・地番を変更する方法ですので、土地の表示と住所が同じになることから、比較的スムーズに移行が可能です。

◆審議会の役割

町長から審議会に対して諮問された、宝積寺中坂上土地区画整理事業に伴う町名町界の整理について調査審議し、新たな町名町界の案を答申するのが、今回の審議会の役割となります。

町では、答申案をもとに議会上程案を策定し、議会の議決を経て、告示（決定）されます。

◆住所変更手続き

換地処分後、町名町界及び住所が変更となるのに伴い、関係住民の方は、運転免許証などの住所変更手続きが必要になりますので、町では事前周知及び住所変更証明書の交付等について準備を進めます。

◆今後のスケジュール案

年度	時期	実施内容等
27	平成 28 年 2 月	審議会設置・諮問、 関係住民への周知、 審議会開催（以降は必要に応じて開催） →整理案の審議・策定
	平成 28 年 3 月	地元説明会開催、住民意見の聴取
28	平成 28 年 4 月下旬	議会議員全員協議会に検討結果、進捗の報告
	平成 28 年 5 月	審議会から整理案を答申 経営会議を経て最終案決定 議会議員全員協議会に報告
	平成 28 年 6 月	6 月議会定例会へ町名町界変更の議案提出、 議決を経て告示
	平成 28 年 7 月～	町民への広報・周知、 関係機関への連絡、 住所変更手続きに関する府内調整、 新たな町名町界を反映した換地計画作成等
	平成 28 年 12 月	関係住民へ住所変更手続きについて通知
	平成 29 年 2 月	換地処分の公告（県）、効力発生

2. 検討事項

◆町名町界変更による影響

地区北側の町道 86 号線を界に、従前は市街化調整区域であったため、対象区域内の居住者が少ないことから、町名町界変更による影響は比較的少ないと考えられます。

◆検討にあたって考慮すべき事項

(1) 町区域の設定に関しては、町として機能するための規模や世帯数。

(2) 本事業区域内外の自治会（コミュニティ）の関係や状況。

※隣接する南区自治会・光陽台自治会は共に加入世帯数が極めて多い状況です。

(3) 町の区域や名称は、地域の歴史や文化に根ざしたものであること、事業を契機として新たに居住する方々のまちとなること。

(4) 本事業区域の西側・南側においては、町区域が複雑に入り組んだ変則的な状況となっているため、整理する必要性が高いこと。

※なお、道路を基準に光陽台 2・3・4 丁目に編入するとした場合、2 丁目に編入になる町営光陽台住宅及び区画整理区域外（西小北側部分）の居住者は現在も光陽台自治会付き合いであることや、3 丁目に編入になる部分は西小学校の敷地のため、3・4 丁目に編入になる部分には居住者がいないことから、自治会に関する影響は少ないと考えられます。

◆町名町界変更の検討表（案）

		検討事項			
案 No.	町名（案）	(1) ・町として機能するための規 模や世帯数。	(2) ・本事業区域内外の自治会（コミュニ ティ）の関係や状況。	(3) ・町の区域や名称は、地域の 歴史や文化に根ざしたもので あること。 ・事業を契機として新たに居 住する方々のまちとなること。	(4) ・区域の西側・南側の入り組 んだ町区域を整理する必要 性が高い。
1	宝積寺	<p>△ ・宝積寺の町区域の規模は ほほ変わらない。</p> <p>・宝積寺の町区域が広範囲で わかりにくいままだなる。</p> <p>・地番が3,000番台から付番 された場合、新たな街区がわ かりにくい。</p>	<p>△ ・転入世帯が南区自治会へ加入でき るか。</p> <p>・単独自治会となる場合、規模が少 ない状態がしばらく続くことが課題。 また、区域内の既存世帯9戸が光陽 台自治会に入しているので当該 世帯は飛地となる場合がある。</p>	<p>○ ・なじみのある町名が継承さ れる。</p>	<p>○ (整理する場合) 西側南側を光陽台に編入し ても、編入世帯は光陽台自 治会のまま変わらないの で、自治会活動への影響は 少ない。</p>
2	光陽台（6丁目）	大字宝積寺●番地● ・新たに3,000番地から の付番の可能性高い。 ・字（中坂上・中道端・山 中・若林）はなくなる見込 み。	<p>△ ・町区域の規模としては適 正。</p>	<p>△ ・転入世帯が光陽台自治会へ加入 できるか。</p> <p>・単独自治会となる場合、規模が少 ない状態がしばらく続くことが課題。 また、区域内の既存世帯9戸が光陽 台自治会に入しているので当該 世帯は飛地となる場合がある。 また、光陽台の中で6丁目だけが单 独自治会となつた場合、これまで光 陽台でひとつにまとまつてできた自治 会活動との齟齬が生じる。</p>	<p>○ (整理しない場合) 入り組んだ町区域が未整理 のままとなる。</p>
3	新町名	□□□●丁目●番地●	<p>△ ・町区域の規模としては小さ い。</p>	<p>○ ・新たな町名となりわかりやす くなる。 ・地域の歴史や文化に配慮し た命名が必要。</p>	

3. 基本方針及び整理案について

◆検討の基本方針（案）

- (1) 区画整理区域外の部分（西小北側部分）についても併せて整理する。
- (2) 現状、民有地と民有地の境界が町区域界となっているものを、新たに道路等（恒久的施設）を界に街区ごとのまとまりとして合理的な形状に整理する。
- (3) 町名を検討する。

◆整理案（事務局案）

検討表から、町区域としての規模や、隣接町名との関係性を考慮すると、光陽台2丁目・3丁目・4丁目との町区域界を整理するとともに、町名を光陽台とすることが最も合理的で妥当と考えられます。

※その他

どの町名を選択した場合でも、既存自治会との関係及び今後の自治会活動についてはすぐに整理できる状況ではないため、「町の区域」と「自治会の区域」を別のものとして分けて整理する方法も検討されます。

参考資料 1

○大字別 人口・世帯数・面積 (近隣抜粋)

大字	人口	世帯数	面積(ha)
上阿久津	74	21	42.0
中阿久津	505	182	178.1
宝積寺	8,963	3,888	495.4
石末	2,921	999	885.5
光陽台1丁目	351	140	9.7
光陽台2丁目	699	304	9.2
光陽台3丁目	709	266	12.3
光陽台4丁目	1,139	505	15.9
光陽台5丁目	587	310	11.4
光陽台(合計)	3,485	1,525	58.5
宝石台1丁目	803	448	13.2
宝石台2丁目	796	352	11.8
宝石台3丁目	509	238	9.0
宝石台4丁目	636	318	12.7
宝石台5丁目	544	249	12.1
宝石台(合計)	3,288	1,605	58.8

○自治会の規模

行政区	加入戸数	世帯数	区分	戸数
上阿久津中妻	17	19	町當光陽台住宅	45
中阿久津東	38	43	うち光陽台自治会加入戸数	25
中阿久津西	32	54	中坂上地内の既存戸数(町當アパート以外)	14
笠原	44	57	うち光陽台自治会加入戸数	9
向原	29	34	西小北側分譲地	16
宿原	93	149	うち光陽台自治会加入戸数	14
柳林	81	101	※既存アパート YOKOTAハイツC	6室
籠閑	51	62	YOKOTAハイツB	4室
赤堀	98	119	※町當光陽台住宅	45戸
天神坂	77	112	※モジテイ宝積寺の予定総区画数	75
中台	220	451	※中坂上地内には、町當光陽台住宅 45戸も含まれます。	
石神さぎのや	68	101		
西町	175	596		
宝積寺中	104	219		
宝積寺上	102	323		
宝積寺下	16	23		
東町北区	305	846		
東町中区	210	448		
東町南区	420	928		
フローラルアベニュ	119	138		
光陽台	530	1623		
宝石台	638	1623		

○関連する戸数等

町當光陽台住宅	うち光陽台自治会加入戸数	25	
中坂上地内の既存戸数(町當アパート以外)	うち光陽台自治会加入戸数	9	
西小北側分譲地	うち光陽台自治会加入戸数	14	

1. 宝積寺の由来（町ホームページから抜粋）

「宝積寺」とは？

宝積寺という寺は、群馬、山梨など各地にあるが、最古の寺は京都の大山崎町にある。724年に有名な僧行基が創建したという真言宗の寺院で、俗に「宝寺（たからでら）」という。

「宝積寺」の由来については史料に諸説はあるが、はっきりしたことは解っていない。宝積寺の村名についての初出は文禄2年（1593）の大和田重清日記（高根沢町史 史料編I）だが、由来を記した最初は「地誌編集材料取調書・宝積寺村」（明治18年）で、次のようにある。

「本村下阿久津村ヲ宝積寺村ト改名セシハ、旧領主宇都宮弥三郎国綱氏の妹、慶長ニ酉年中（1597）本村月馬場ニ宝積寺ト称スニ寺ヲ建立シ田畠ヲ開キ寺料トナシ居住セシニ、慶長八卯年中（1603）相州鎌倉ニ転ジ廃寺スルニ寺号ヲオシミ給ヒ、宝積寺ノ号ヲ村号トシ永称セヨト寺料諸品不残本村ニ給リ下阿久津ノ村ヲ廢シ慶長八卯年ヨリ改メテ宝積寺村ト称ス」

慶長二年は宇都宮氏改易の年で、国綱の妹の出家は考えられるが、確かめる手段はなく、宝積寺の村名は慶長八年以前、既に使われていた。

謎の中の「妙清尼」

もう一つは昭和五年阿久津尋常高等小学校編纂の「郷土教育資料」で、次のように述べている。

「永觀年中（十世紀末）阿弥陀寺の開基を見、建仁年中（十三世紀初め）木曾義仲の御台所清子の姫落ち來たり、宇都宮氏の血族なりしを以て夫の菩提を弔うべく妙清尼と名乗り、妙清山を開基し、宇都宮泰綱（やすつな）公寺領の地五十町歩を与えた。」（中略）

慶長二年妙清山宝積院宝蔵寺の住職、永年此の地は寺の地なりとし、宝積寺村と届出をなせしより起これりと」

ここで興味深いのは宇都宮氏の姫の木曾義仲妻説だが、義仲と宇都宮氏を結びつける史料があるのだろうか。宇都宮氏は義仲挙兵の二年後に源頼朝に仕えるので、義仲と縁を結ぶ可能性は少ない。

村名を届けたという慶長二年前後は高根沢地域で太閤検地が行われているから、この頃村名を変えたことは考えられる。しかし、前述のようにそれ以前に宝積寺の村名は使われていたのだ。

宝蔵寺は寛延二年（1749）「宝積寺村指出帳」（高根沢町史 史料編II）にある古寺だが、天保年中に無住となり慶応元年（1865）の「村明細書上帳」（同前）では、宝性山宝蔵院宝蔵寺で、妙清山宝積院ではない。そして、明治初年廃寺となっている。

幻の「宝積寺」

「宝積寺」伝承に最もふさわしいと思われるのは、寛延二年の「指出帳」に載っている「惣村支配」の「阿弥陀堂」である。堂伝来の宝物として親鸞聖人筆の「阿弥陀如来画像」「六字御名号」、恵信僧都筆及親鸞の曾孫覚如上人筆の「阿弥陀如來」各一幅、計四点が慶応元年の村明細書上帳に記されている。

この阿弥陀堂と伝来の宝物をめぐる伝承があつて、それが「宝積寺」伝承を生んだとしたら、念佛三昧で暮す改易大名の妹や木曾義仲の若後家という主人公の設定は、なかなか味なものである。

月馬場には「西門前」という屋号が残っていて、寺があった痕跡はある。

巴御前（ともえごぜん）のような女丈夫に夫を奪われた薄幸の妙清尼が、夫の菩提を弔いながらこの地で果てたと想像すると、宝積寺の地名も今とは別の色合いをおびて、私たちの前に現れてくるのではないだろうか。

2. JR烏山線の七福神

JR烏山線では、「宝積寺」や「大金」などの縁起の良い駅名があることから、宝積寺駅から烏山駅までの7駅には「七福神」が関連付けられ、各駅の構内には七福神たちの看板が立てられている。



3. 宝石台・光陽台

昭和 49 年に宝積寺土地区画整理事業が着工し、現在の宝石台・光陽台が造成された。

宝石台・光陽台の名称発案に係る記録は残っていないが、当時の担当者からの聞き取りによれば、宝積寺土地区画整理組合と町担当課との協議の中で、宝石台・光陽台の名称が発案された。

「宝石台」は、旧大字名の「大字宝積寺」と「大字石末」の頭の 1 字をとって、この地域が宝石のように輝くような大地となるように、

「光陽台」は、光通信、光ファイバー等のテクノ時代に向かって、明るく開かれた台地になるようにとの願いを込めて命名されたもの。^{*}

<組合解散時のパンフレットから抜粋>

昭和 60 年 8 月 23 日付け、宝積寺土地区画整理組合から町へ、宝石台・光陽台への変更を含む「字の廃止及び変更について」の要望書が提出された。

昭和 60 年 12 月 20 日、第 170 回高根沢町議会定例会において、「字の廃止及び町の区域の設定について」が議決され、昭和 61 年 2 月 28 日に栃木県告示第 169 号として告示され、昭和 61 年 9 月 3 日（換地処分の翌日）から宝石台・光陽台となつた。

※昭和 58 年に、先端技術産業を中心とした産・学・住が一体となったまちづくりを進める「高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）」が制定され、栃木県では、昭和 59 年に宇都宮市、真岡市、芳賀町及び高根沢町を圏域とした「宇都宮テクノポリス開発計画」が策定されている。